

2017年4月27日

北海道教育委員会

教育長 柴田 達夫 様

北海道高等学校教職員組合連合会

中央執行委員長 國田 昌男

全北海道教職員組合

執行委員長 川村 安浩

学校現場で教育勅語を容認、肯定する教育・言動について、 それらを許さない姿勢を断固として示すことを求める

日頃から、子どもと教育のために尽力されていることに敬意を表します。

さて、森友学園をめぐる報道や閣僚などの発言等によって、教育勅語の扱いについて国民的な不安が高まっています。一部の大臣の発言や、野党の質問主意書に対する内閣の答弁書の内容は、教育勅語を学校教育において肯定的に扱うことが許されるかのようにも受け取られかねません。

そもそも教育勅語は、戦前、天皇主権を定めた大日本帝国憲法のもとで、教育に対する基本理念として天皇が国民に命じる形式で制定されたものです。12の徳目の最後が「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と、天皇のために命を賭して戦うことを美德として国民に求め、子どもたちを侵略戦争に駆り立てる精神的支柱としての役割を果たしました。

戦後、戦前の軍国主義につながる制度が廃止される過程で、軍人勅諭などとともに教育勅語を廃する決定が行われました。文部省は1946年10月、式日等における教育勅語の奉読をさしとめる次官通牒を発し、1948年には衆・参両議院で、排除・失効決議が行われました。衆議院の排除決議は、教育勅語の基本理念が「主権在君」や「神話的国体観」にもとづいていること、また、基本的人権を損ない、国際的な信頼を裏切るものであることを指摘しています。さらに、「その指導原理的性格を認めない」こと、政府が「直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」としました。

文科省は4月19日に行われた全日本教職員組合からの要請に対し、教育勅語については、憲法、教育基本法の成立をもってその効力を喪失していること、我が国の教育の唯一、根本として位置づけた、戦前のような形で用いることは不適切であると考え、繰り返して述べました。その上で、教育勅語を用いることが憲法や教育基本法の趣旨に反するか否かについては、所轄庁の判断であるとし、文科省として教育勅語の使用方法について判断する制度になっていないと述べています。

そもそも教材の使用については、子どもの実態や発達段階に応じて、教員1人ひとりが責任をもって選定し、授業に合わせたものを使うものであり、そこに文科省や行政が介入することは許されないことです。しかし、文科大臣をはじめ、教育行政に責任をもつ立場にあるものが、戦前、学校・教師を使い軍国主義教育を徹底させた痛苦の歴史を顧みることなく、さらに、国会で排除・失効が決議された教育勅語を、肯定的に教材として使うことが有りうるかのような発言をすることは許されることではありません。

以上の経過を踏まえ、以下の点について要請します。

記

1. 教育勅語が戦後国会で排除・失効されたことを踏まえ、教育委員会として、教育勅語を容認、肯定する教育や言動については、それらを許さない姿勢を断固として示すこと。

以上